

指定給水装置工事事業者の変更があった場合

※ 変更があった日から30日以内に届出が必要です。

※ 登記簿謄本、住民票の写しは、発行日から3ヵ月以内のものを添付して下さい。

法人の場合

事業所の氏名又は名称及び住所	①指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10） ②定款又は寄付行為 ③登記簿謄本（履歴事項全部証明書等）
事業所の名称及び所在地	①指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10） ※ 支店の移転等で、本店の変更登記や住民登録の変更を伴わないのもの
代表者の氏名及び役員の氏名	①指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10） ②誓約書（様式第2） ③定款又は寄付行為（役員は不要） ④登記簿謄本（履歴事項全部証明書等）

個人の場合

事業所の氏名又は名称及び住所	①指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10） ②住民票の写し
事業所の名称及び所在地	①指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10） ※ 支店の移転等で、本店の変更登記や住民登録の変更を伴わないのもの
代表者の氏名	①指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10） ②誓約書（様式第2） ③住民票の写し

様式第10（第34条関係）

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

（あて先） 宝塚市上下水道事業管理者

年 月 日

届 出 者

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称			
住 所			
フリガナ 代表者の氏名			
変 更 に 係 る 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

様式第2（第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申 請 者

氏名及び名称

住 所

代表者氏名

(あて先)

宝塚市上下水道事業管理者